

SUNDAY NIKKEI



当初は「将来受け取れる年金額が減るのが嫌で、保険料を納めていた。だが、その後にも仕事を辞めたのをきっかけに最寄りの役所で手続きをし、金額免除してもらったことだ。」

国民年金はすべてが国民が入ることを義務付けられた年金制度のいわば基礎部分。保険料を払わないと将来の受け取りにももちろん影響するが、負担が重くして保険料を滞納する人は増えてきている。09年度の保険料の納付率は59・98%。今の制度が始まった1986年

滞納者は増加傾向

「収入がほとんどない時期だったので、とても助かった」。東京都在住の男性会社員(33)は昨年9月までの約半年間、国民年金の保険料を払わずに済んだ。「金額免除」の制度を利用してはいたからだ。

男性は以前、外資系の不動産会社に働いていたが、リーマン・ショックの影響で所属する部門が他社に売られることになり、09年2月失業。昨年10月に今の会社に就職するまで、自分で国民年金保険料を支払う必要に迫られた。

公的年金制度の基礎である国民年金の保険料を納める人の減っていることが問題になって久しい。大学生の就職内定率が過去最低水準で推移するなど雇用情勢が厳しさを増す中で、今後さらに保険料の納付率は下がる懸念もある。保険料を納められず、受け取れる年金が減ったり、全く受け取れなくなったりする。こうした事態を避けるために使える制度について知っておこう。

将来確実に受け取るために



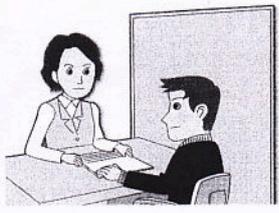
度以降で過去最低となり、初めて割合を下回った(グラフA参照)。年金制度への不信任感や不安感が増したのに加え、正社員と比べ所得の低いパートタイム労働者が増えたことも滞納が増える一因になったとされている。

足元も雇用情勢は良くなく、今後も保険料の納付率が上向くのは容易でない。

年金保険料の猶予・免除を活用

C. 国民年金保険料の主な猶予・免除制度

名称	対象	所得審査の対象	所得基準(所得が計算結果の範囲内なら猶予・免除が受けられる)
学生納付特例制度	20歳以上の学生(大学生、大学院生、短大生、高専生、高校生、専門学校生など)	本人の所得	118万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除額等
若年者納付猶予制度	30歳未満の若者	本人と配偶者の所得	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
保険料免除制度	所得の低い人	本人と配偶者、世帯主の所得	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
			78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
			118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
			158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等



昨年12月1日時点の大学生の就職内定率は68・8%と96年の調査開始以来で過去最低を記録している(グラフB参照)。大学などを卒業後3年以上以内を新卒者扱いする企業は増えてきているといえ、一時的にパートタイムやアルバイトとして働く若者が増えれば、保険料の未納者は増える恐れがある。

それでは、所得が少ないといった理由で国民年金の保険料を納められなくなっただ人はどうすればいいのかわ。表Cに保険料の主な猶予・免除制度の概要をまとめた。

申請は自分から毎年必要

追納はなるべく早く

まず注目したいのが、学生納付特例制度だ。原則として前年の本人の所得額が「118万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除額等」以下ならば保険料が全額猶予される。対象は20歳以上の学生で、大学生や大学院生だけでなく短大生や高専生、高校生や専門学校生なども利用できる。猶予を受けた保険料は就職後にさかのぼって納めるのが一般的だ。

同じ20歳代でも失業してしまっただけで学生ではない若者が利用できるのが、「若年者納付猶予制度」だ。本人と配偶者の所得がいずれも一定額以下であれば、年齢に関係なく所得の低い人が利用できる。

また、若年者納付猶予制度はもとより一定額以上の所得がある親などと同居している若者が免除制度を利用してできないため、将来年金をもっとええな事態が起きる。猶予を受けた保険料は就職して10年間のみの期間措置として05年4月に導入された制度だ。15年6月以降は利用できなくなる可能性もある。

猶予・免除制度の中で最も一般的なのが、年齢に関係なく所得の低い人が利用できる「書類1枚で差」

利用できる免除制度だ。本人と配偶者のほかに親など世帯主と同居している場合はその所得額がいずれも一定額を下回る場合に、保険料の金額または一部を免除してもらえる。

免除額は「全額」と「4分の3」「2分の1」「4分の1」の4種類がある。扶養対象者のいない人であれば「全額免除」は57万円以下といった具合に、免除額に応じて所得の基準も変わってくる。

「書類1枚で差」

「書類1枚で差」というのは、国民年金の受給資格期間に算入してもらえる点だ。老齢年金は国民年金に原則25年間加入しないと受給できない。未納状態が長く続いている人は将来の年金を受け取れないことになる。猶予や免除の仕組みを利用すれば、保険料を全額納めていない期間も算入してもらえる。

受給資格期間については保険料を全額納付した場合と同じ扱いを受けられる猶予・免除制度だが、年金の給付額には差が出る。国民年金は10年間納め続けると満額受給でき、その金額は11年度の場合で78万8900円。この間に免除制度を

利用できる免除制度だ。本人と配偶者のほかに親など世帯主と同居している場合はその所得額がいずれも一定額を下回る場合に、保険料の金額または一部を免除してもらえる。

免除額は「全額」と「4分の3」「2分の1」「4分の1」の4種類がある。扶養対象者のいない人であれば「全額免除」は57万円以下といった具合に、免除額に応じて所得の基準も変わってくる。

猶予・免除制度の中で最も一般的なのが、年齢に関係なく所得の低い人が利用できる「書類1枚で差」

(藤井良憲)